



福島労働局均1008第1号
令和8年10月8日

各団体の長 殿

福島労働局長
(公印省略)

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和6年に66.9%と、前年より1.6ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

このため、福島労働局では、年休の計画的付与制度の導入促進を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行うなど、年休を積極的に取得する機運の醸成を図っているところです。

今般、地域が一体となって年休の取得促進に取り組んでいただくことを目的として、地域の特色を活かしたポスター及びリーフレット等を作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしました。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載（別添「広報文例」参照）等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、ポスター及びリーフレットは、以下に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4>



(担当) 福島労働局雇用環境・均等室
TEL:024-536-2777 担当 村瀬

(広報文例)



年次有給休暇を活用して
福島県の魅力に触れよう
～地域が一体となって年次有給休暇の
取得促進に取り組みましょう～

企業、労働者、地域の皆様へ

年次有給休暇の取得促進は、労働者の心身の健康保持・増進、企業の生産性向上や企業イメージの向上につながります。加えて、年次有給休暇を活用すれば、県内の四季折々のイベントへの参加や沢山の観光地への訪問がしやすくなり、一層、福島県の魅力に触れることができます。

地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、福島労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。



猪苗代湖



アクアマリンふくしま

年次有給休暇を 活用して福島県の 魅力に触れよう



年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



尾瀬国立公園



ハワイアンスの
スライダー

五色沼湖沼群 弁天沼



鶴ヶ城



年次有給休暇を活用して 福島県の魅力に触れよう

Point
1

季節のイベントを楽しむ



大内宿雪まつり



相馬野馬追の神旗争奪戦

Point
2

歴史や文化に触れる



白水阿弥陀堂



さざえ堂

Point
3

旬の味覚を満喫



めひかり一夜干し



もも

Point
4

日々の疲れをリフレッシュ！



三春滝桜



磐梯吾妻スカイライン

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい福島県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。